

「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」^(※)の改正について

平成30年11月21日
原子力規制庁

1. 趣旨

平成25年(2013年)7月に原子力規制庁は、原子力災害対策指針に示された安定ヨウ素剤に係る運用についての具体的方策を示すため、「緊急被ばく医療に関する検討チーム」での議論を踏まえ、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」をとりまとめた。

他方、緊急防護措置としての安定ヨウ素剤の服用等に関する国際的なガイドラインについては、世界保健機構(WHO)が1986年のチェルノブイリ事故後の1989年にとりまとめ、その後、小児甲状腺がんのリスクに関する知見に基づき1999年に改正した(Guidelines for Iodine Prophylaxis following Nuclear Accidents)。さらに本ガイドラインは、2011年3月の福島第一原子力発電所事故に対する2015年のIAEA勧告において安定ヨウ素剤の服用等における新たな指針の必要性が明らかにされたことを受け、安定ヨウ素剤の服用等に関して明らかとなった課題に対し、放射線災害における公衆衛生対策を支援することを目的として2017年に改正された(Iodine thyroid blocking - Guidelines for use in planning for and responding to radiological and nuclear emergencies -)。

また、そのほかにも関係自治体から安定ヨウ素剤の事前配布方法の簡便化に係る要望が挙げられているところである。

このような状況を踏まえ、原子力規制庁作成のガイドラインである「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正の必要があると考え、原子力規制庁として、「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」(別紙参照)を設け、医学的見地等に基づいた所要の検討を行うこととしたい。

2. 検討の進め方

- ① 検討チーム会合は、公開の場で議論するとともに、資料は公開とする。
- ② 検討の過程において、関係者からヒアリングを行う。

3. 主な検討内容

検討チームにおける主な検討内容は、以下のとおり。

- 2017年に改正されたWHOのガイドラインに示された内容等を踏まえ、安定ヨウ素剤の効能・効果、適切な服用のタイミング、服用を優先すべき者への配慮、副作用等について、医学的見地等に基づいた「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の記載内容の再確認を行い、課題を抽出する。

※原子力災害対策指針に示された安定ヨウ素剤に係る運用についての具体的方策を示す原子力規制庁作成の解説書(ガイドライン)

- 関係自治体の実情等を踏まえ、安定ヨウ素剤の事前配布方法の簡便化について検討を行う。

4. 今後の予定

平成30年12月中 第1回検討チーム会合の開催（以降順次開催）

平成31年4月頃 検討結果のとりまとめ

原子力規制庁は、検討チームによる検討結果を原子力規制委員会に報告し、それに基づき「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」及び「原子力災害対策指針」への反映について議論いただく。

安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム 構成員名簿

専門家（五十音順、敬称略）

明石 真言 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 執行役
荒田 尚子 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 母性内科 診療部長
石川 広己 日本医師会 常任理事
高村 昇 長崎大学原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野 教授
永田 泰造 日本薬剤師会 常務理事
山口 芳裕 日本救急医学会 原子力災害対応特別委員会 委員長
横谷 進 福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター特命教授
甲状腺・内分泌センター長
横山 邦彦 公立松任石川中央病院 副院長
PET センター長

原子力規制庁

片山 啓 長官官房 核物質・放射線総括 審議官
佐藤 暁 長官官房 放射線防護グループ 放射線防護企画課長
本間 俊充 長官官房 放射線防護グループ 放射線防護企画課 放射線防護技術調整官
田中 桜 長官官房 放射線防護グループ 放射線防護企画課 企画官（被ばく医療担当）

オブザーバー

内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付
関係自治体

※必要に応じて、適宜メンバーの追加等を行う。